

支援部便り

令和6年10月4日発行 第5号
〒114-0033
東京都北区十条台1-1-1
東京都立北特別支援学校
電話 03(3906)2321
支援部

福祉相談を実施しました

今回の支援部便りは、6月から7月にかけて実施した、福祉相談の特集です。今年度も、学区域の全区が本校を会場に福祉相談を実施することができました。（区の担当者においていただく都合があり、板橋区と豊島区の方については、地域福祉懇談会と同日日程での開催となりました。）学校で実施したことにより、面談前に、お子さんの教室での様子を見学していただくことができました。区ごとに事情が異なるため、対象学年に違いはありましたが、福祉事務所の担当者と、保護者の方と学校の三者が顔を合わせて、お子さんの支援について話し合う機会をもつことができました。また、福祉事務所に提出した学校生活支援シートを活用していただく機会にもなりました。

事後アンケートに寄せられた御意見・御感想(抜粋)

- ・ちょうど前の担当の方が異動されていたので、まず福祉課のみなさんのお顔がわかり、今後御相談などさせていただける方のお人柄が分かったのでほっとしました。個別相談では、具体的に手当ての申請のことやサービス時間のことについてお話を伺えて、とても助かりました。（小学部）
 - ・聞きたかったことを聞いて良かったです。なかなか区役所の中ではゆっくり話せないなので、話せて良かったと思っています。（中学部）
 - ・相談の機会、ありがとうございました。子どもの状況についても知ってもらえて、福祉でまだ足りない災害時の対応など、前向きに考えてもらえそうかなと思いました。（高等部）
 - ・直接お話が伺えて安心しました。これまで敬遠しがちでしたが、とてもありがたい機会でした。（高等部）
- ※福祉相談は、小1、小5、中2、高2（豊島区は高2のみ）で実施しています。該当学年でなくても御希望があれば設定可能ですので、担任またはコーディネーターまでお声掛けください。

福祉相談を終えて… 18歳以降の医療費はどうなるの？

今年度の福祉相談では、卒業を控えた高2の保護者の方を中心に、「卒業後の医療費はどうなるのか」ということが多く話題に挙がりました。18歳以降は、人により医療助成の状況が異なっていきます。

マル障について

東京都では、医療費助成制度として15歳まではマル子、その後は18歳までマル青が使えます。18歳になると心身障害者医療費助成制度（マル障）が使えるようになるという話を聞いたことがある方も多くいらっしゃると思いますが、実際のところはどのようなのでしょうか。

まず、マル障の受給者証を受けるためには、以下のうちいずれかの条件を満たす必要があります。

- 1 身体障害者手帳1級・2級の方（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障害については3級も含む。）
- 2 愛の手帳1度・2度の方
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方

ですが、上記のいずれかの条件を満たしていても、対象除外とされる条件の中に「所得制限基準額」があります。本人が20歳を迎えるまでは「本人所得」ではなく「世帯主所得」で判断されるため、20歳にな

るまで受給者証の発行対象とならない場合も少なくありません。その場合、20歳になるまでは通常の医療費負担（多くの場合3割）が必要になります。20歳を過ぎ、マル障を受給できた場合の医療費負担は1割になります。（本人所得に応じ、自己負担の限度額があります）

マル障以外の医療費助成について

18歳に達した時点で「小児慢性特定疾病医療受給者証」を有している方は、連続した期間である場合のみ、20歳になる前日まで医療費助成の延長が認められています。受給者証の認定期間内に申請を行うことで「連続した期間」となり延長が可能になります。18歳以降は一度認定期間が途切れてしまうと、再度の申請は行えなくなるため、御注意ください。

てんかんの服薬治療が必要な場合は、自立支援医療（精神通院医療）制度の医療費助成を受けられる場合があります。自立支援医療とは、精神疾患（てんかんを含む）のために通院による医療を継続して受ける必要がある方の、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

成人後に使える医療助成は子どものための医療助成制度と異なり、助成対象となる手帳の等級や疾患等が限られています。成人が近づいたら、該当する医療助成について、事前に確認しておきましょう。申請方法等の詳細は、東京都または各区のHPから確認することができます。各区の保健センターや福祉課の窓口でも相談できます。



学校生活支援シートを活用しよう！

福祉相談では、どの区の担当者の方も、保護者の方の了承を得て学校から提出した「学校生活支援シート」を、お子さんを理解するための資料として活用してくださっていました。「個人の状況（シート3）」を見て「体が大きくなりましたね」と御家庭での支援の様子をイメージしていただいたり、4ページの「支援ネットワーク（シート4）」を見て、生活の全体像を把握していただいたりすることができました。このように、学校生活支援シートはお子さんの様子を外部機関の方に伝える時に役に立ちます。御家庭でも、次のような場面ではぜひ、黄色いファイルを出して活用していただければと思います。

こんな場面で活用しよう

- ・新規事業所（ヘルパーさん・相談支援事業所・放課後等デイサービス・ショートステイ・訪問看護・訪問リハビリテーション・医療機関など）の契約時や初回面談の時。
- ・すでに利用している関係機関との定期面談時・契約更新時・支援計画作成時など。

こんな風に活用しよう

学校とのやり取りでは黄色いファイルを使用していますが、家庭では、「サービス等利用計画」や「サービス決定通知」「個別指導計画」などの他の資料と一緒に綴じ、一冊のファイルにして保管・活用されている方も多いです。区から配布されているサポートファイルがある場合は、学校生活支援シートも合わせて『学校生活支援ファイル』として活用できると良いでしょう。

今年度も年金制度説明会を実施します

支援部では、今年度も日本年金機構北年金事務所の方をお招きして、保護者の皆様向けの年金制度説明会を、2月25日（火）の午前中に実施し、オンラインも併用する予定です。今後も1年に1回は実施していく予定ですので、在校中にぜひ一度、御参加ください。